

登録申請書の記入留意事項

第1 機械、器具の概要（別紙 - 1）

1. 型式欄
商品名及びメーカー名とその型式を記入すること
2. その他
機械、器具全体が写った写真を添付すること

第2 監督者名簿（別紙 - 2）

監督者等の資格及び添付書類については、別表によること

第3 従事者研修実施状況（別紙 - 3）

初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録にあたっては過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入すること。

第4 作業実施方法（別紙 - 4）

1. 作業班の編成
各班ごとの責任者及び従事者の人数を記入すること
2. 作業手順
 - 1) 建築物清掃業
ア. 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。）
イ. 機械器具等の点検の方法
ウ. 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
エ. 作業報告作成の手順
 - 2) 建築物空気環境測定業
ア. 空気環境の測定方法
イ. 測定器の点検、校正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
ウ. 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名
 - 3) 建築物空気調和用ダクト清掃業
ア. 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
イ. 機械器具等の点検の方法
ウ. ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
エ. 作業報告作成の手順
 - 4) 建築物飲料水水質検査業
ア. 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）
ウ. 試薬及び標準物質の保管方法
エ. 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
オ. 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

- 5) 建築物飲料水貯水槽清掃業
 - ア. 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
 - イ. 使用する塩素剤の名称及び使用方法
 - ウ. 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
 - エ. 機械器具等の点検の方法
 - オ. 保管庫の管理責任者の氏名
 - カ. 従事者の検便等の時期及び検査機関
 - キ. 作業報告作成の手順
- 6) 建築物排水管清掃業
 - ア. 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
 - イ. 機械器具等の点検の方法
 - ウ. 保管庫の管理責任者の氏名
 - エ. 作業報告作成手順
- 7) 建築物ねずみ・こん虫等防除業
 - ア. 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）
 - イ. 使用する薬剤の種類
 - ウ. 薬剤の保管方法
 - エ. 機械器具等の点検の方法
 - オ. 保管庫の管理責任者の氏名
 - カ. 作業報告作成の手順
- 8) 建築物環境衛生総合管理業
 - ア. 建築物清掃業、建築物空気環境測定業に掲げる事項
 - イ. 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
 - ウ. イ. に関する作業報告作成の手順

第5 飲料水水質検査室又は機械器具保管庫の構造（別紙 - 5）

1. 飲料水水質検査室の構造基準
 - 1) 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること
 - 2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること
 - 3) ドラフトチャンバーが設置されていること
 - 4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること
 - 5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと
 - 6) 天びん台など必要な部分に防震措置が施されていること
2. 飲料水貯水槽清掃機械器具保管庫の構造基準
 - 1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること
 - 2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること
 - 3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること

4) 他の用途に用いる機械機具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっている場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること

5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具等が持ち出せないようになっていること

6) 自動車を保管庫とする場合

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限られること

ア．上記 1) から 3) までに掲げるの構造基準を満たしていること

イ．自動車は貯水槽清掃専用であって、他の用途には用いないこと

ウ．自動車を適切に保管できる車庫（壁、屋根、シャッター）を有すること

エ．機械器具を自動車から降ろす場合は、上記 1) から 3) までの基準を満たした別途専用の保管場所が用意されていること

3. 建築物排水管清掃機械器具保管庫の構造基準

1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること

2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること

3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること

4) 他の用途に用いる機械機具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっている場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること

5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具等が持ち出せないようになっていること

6) 自動車を保管庫とする場合

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限られること

ア．上記 1) から 3) までに掲げるの構造基準を満たしていること

イ．自動車は貯水槽清掃専用であって、他の用途には用いないこと

ウ．自動車を適切に保管できる車庫（壁、屋根、シャッター）を有すること

エ．機械器具を自動車から降ろす場合は、上記 1) から 3) までの基準を満たした別途専用の保管場所が用意されていること

4. ねずみ・こん虫等防除機械器具保管庫の構造基準

1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること

2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること

3) 引火事故のおこりにくい構造となっていること

4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること

5) 自動車を保管庫とする場合

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度

機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限られること

ア．上記 1) から 4) までに掲げるの構造基準を満たしていること

イ．自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと

ウ．自動車を適切に保管できる車庫（壁、屋根、シャッター）を有すること

エ．機械器具を自動車から降ろす場合は、上記 1) から 4) までの基準を満たした別途専用の保管場所が用意されていること

オ．薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること

別表

業 種	資 格 の 種 類	提 出 す る 書 類
建築物清掃業	・ 清掃作業監督者講習会修了者	・ 講習会修了証書の写し
建築物空気環境測定業	・ 空気環境測定実施者講習会修了者 ・ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・ 講習会修了証書の写し ・ 免状の写し
建築物空気調和用ダクト清掃業	・ ダクト清掃作業監督者講習修了者 ・ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・ 講習会修了証書の写し ・ 免状の写し
建築物飲料水水質検査業	・ 大学の理科系課程を修めて、卒業した後1年以上の実務経験を有する者 ・ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって1年以上の実務経験を有する者 ・ 短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者 ・ 大学又は短大と同程度の学校等で所要の学科を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者 ・ 技術士	・ 卒業証明書（*） 実務従事証明書 ・ 衛生検査技師又は臨床検査技師の免状の写し 実務従事証明書 ・ 卒業証明書（*） 実務従事証明書 ・ 卒業証明書（*） 実務従事証明書 ・ 技術士登録証の写し
建築物飲料水貯水槽清掃業	・ 貯水槽清掃監督者講習会修了者 ・ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・ 講習会修了証書の写し ・ 免状の写し
建築物排水管清掃業	・ 排水管清掃作業監督者講習会修了者 ・ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	・ 講習会修了証書の写し ・ 免状の写し
建築物ねずみ・こん虫等防除業	・ 防除作業監督者講習会修了者	・ 講習会修了証書の写し
建築物環境衛生総合管理業	（統括管理者） ・ 統括管理者講習会修了者 （清掃作業監督者） ・ 建築物清掃業の場合と同様 （空調給排水管理監督者） ・ 空調給排水管理監督者講習会修了者 （空気環境測定実施者） ・ 建築物空気環境測定業の場合と同様	・ 講習会修了証書の写し ・ 建築物清掃業の場合と同様 ・ 講習会修了証書の写し ・ 建築物空気環境測定業の場合と同様

（*）：写しでも可